

知っていますか？

野外焼却の禁止

平成13年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され原則、「野焼き」といわれていた野外焼却を行うことが禁止されました。

野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。

【野外焼却禁止の罰則の例外規定】

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(国又は地方公共団体が行う河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(災害等の応急対策、火災予防訓練)
3. 風俗習慣上又は宗教上行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(正月のしめ縄、門松等を焚く行事)
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却)
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(落ち葉焚き、キャンプファイヤー)

★★★ 注 意 ★★★

ただし、上記項目に該当する場合でもむやみに焼却してよいのではなく、周辺住民から苦情が出た場合は、焼却できない場合があります。近所の迷惑にならないようにしてください。堆肥にするなど資源として利用されるか、ごみ袋に入れて燃えるごみとして出してください。